

## 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、浦添市の健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表します。

### 1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.31)	— (17.31)	8.4 (25.0)	41.3 (350.0)

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載します。
- (2) 早期健全化基準を括弧内に記載します。

### 2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
公共下水道事業特別会計	— (20.0)

備考

- (1) 資金不足額がない場合は、「—」を記載します。
- (2) 経営健全化基準を括弧内に記載します。

本市においては、すべての指標が早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており健全な財政状況ですが、引き続き健全で持続可能な財政運営に向けた不断の取組みに努めてまいります。

健全化判断比率及び資金不足比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）」に基づく財政指標です。毎年度の決算に基づき算定を行い、健全化判断比率は一般会計等の財政の健全度合いを示し、資金不足比率は公営企業の経営の健全度合いを示します。早期健全化基準を超える場合は、財政を立て直す計画の策定が義務づけられています。